

BSE未発生国から輸入される牛肉及び牛臓器に係る現行のリスク管理措置について（SRMについて）

位置付け	厚生労働省の通知による食用の牛肉等の輸入に関する行政指導	2国間で取り決めた家畜衛生条件に基づく輸入規制	農林水産省の通知による肥飼料用原料の輸入に関する行政指導と法による利用禁止
リスク管理機関	厚生労働省	農林水産省	農林水産省
対象	輸入業者	輸出国政府	輸入業者
対象国	全ての国	メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、中国	全ての国
内容	BSE未発生国で万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導	日本向けに牛肉・牛臓器を輸出する国との間で、輸入条件（家畜衛生条件）を定めている。 メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、中国との間では、SRMを除く肉及び臓器に関する家畜衛生条件を定めていることから、これらの国からはSRMを輸入することができない。	BSE未発生国で万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、飼料及び肥料並びにそれらの原料に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導 さらに、日本国内においては、飼料安全法及び肥料取締法により、SRMの家畜等の飼料用または肥料用としての利用を禁止。
輸入時の対応	厚生労働省の検疫所において、輸入業者に対して指導を行うとともに、書類審査などで疑わしいものがあれば、現場検査を実施。	農林水産省の動物検疫所において、家畜衛生条件への適合について、書類検査及び一定割合で現物検査を実施している。	農林水産省の動物検疫所が実施する輸入検疫において、書類検査及び一定割合で現物検査を実施し、SRMに該当するものがあつた場合には、輸入業者に対し指導を行う。